地域の敬老会を支援します

別　紙

**令和６年度天童市地域敬老会等事業交付金交付事業**

　町内会等の地域の団体が敬老会を開催する場合、対象人数に応じて交付金を交付します。ぜひ御活用ください。

１　交付対象者

町内会、その他地域福祉の増進を図ることを目的として市内の一定の区域に住所を有する住民により自主的に運営されている団体

２　交付対象となる事業

　　本市に住所があり現に居住する方で、**令和７年４月１日までに７７歳以上となる方**（敬老会等事業交付金対象者）を対象に開催する敬老会等事業。

**・祝品等を配布する事業も対象に含めます。**

・対象経費につきましては、裏面に記載のとおりです。

３　交付金の額

**敬老会対象者　×　１，５００円（上限額）**

※ 交付金の額は、上限額と事業にかかった費用とを比べていずれか低い額となります。敬老会等事業実施前に交付金の支払いは可能ですが、残額が発生した場合は返還いただきますので御注意ください。

　　※ 敬老会対象者が交付金の対象となる別の敬老会等事業にすでに参加していた場合、対象者の人数に含めることはできません。

　　※ 当日などの体調不良等による急な欠席者についても、交付対象者に含めます。

４　交付申請等

　　敬老会開催日の１カ月前までに、「天童市地域敬老会等事業交付金交付申請書」と「事業計画及び収支予算書」を御提出ください。期限までに間に合わない場合は御相談ください。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】天童市健康福祉部社会福祉課　電話023-654-1111内線762 |

【裏面】

＜対象経費＞

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　容 |
| 報償費 | 記念品（現金、金券等は不可）、余興謝礼等 |
| 消耗品費 | 事業に要する消耗品 |
| 印刷製本費 | チラシ、案内状、プログラム等 |
| 通信運搬費 | 切手代、郵送料 |
| 食糧費 | 敬老会当日の弁当、賄材料、お茶代等 |
| 保険料 | 傷害保険料等 |
| 使用料・賃借料 | 事業に要する機械機器、会場及び車両の借上等 |